

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び市中心部の密集性或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当消防局が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（◆で表示）については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化することであることを留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、那覇市火災予防条例（昭和47年那覇市条例18号）をいう。
- (7) 条則とは、那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年那覇市規則第53号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) 特定共住省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (12) 電安法とは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）をいう。
- (13) 電安政令とは、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）をいう。
- (14) JISとは、日本産業規格をいう。
- (15) 電気設備技術基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）をいう。
- (16) バリアフリー法とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律91号）をいう。
- (17) バリアフリー令とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）をいう。

- (18) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (19) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (20) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (21) 準防火構造とは、建基法第23条に規定する準防火性能を有するものをいう。
- (22) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (23) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (24) 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (25) 特定不燃材料とは、コンクリート、れんが、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、漆喰その他これらに類する不燃性の材料をいう。
- (26) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- (27) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- (28) 防火戸とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- (29) 特定防火戸とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- (30) 防火防煙ダンパーとは、建基令第112条第16項に規定する構造（同項第1号に規定する閉鎖機構及び第2号に規定する遮煙性能が要求されるもの）の特定防火設備をいう（第3章に限る。）
- (31) 登録認定機関とは、省令第31条の5に規定する法人をいう。

※ 防火設備のうち(30)以外の「防火ダンパー」については、関係する章において個別に定義しているため、種別、取扱いには留意すること。

凡 例

無印：法令事項

法令解釈又は運用基準を含む

◆：指導事項

那覇市消防局が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、都市部の密集性や防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた指導事項

●：法令事項に行政指導を加えた基準を示す事項